

なりたエコニュース

生ごみを減らそう

家庭から出る生ごみは約75パーセントが水分であるといわれています。

水分を多く含んだ生ごみは、重くなるばかりでなく、腐敗と悪臭の原因にもなります。毎日の心掛けで、少しずつ家庭から出る生ごみを減らすことができます。

買い物は必要な分だけ

買い物をする前に冷蔵庫の中を確認して、必要な分だけ買うように心掛けましょう。また、料理をするときは、食材を無駄なく使い切るようにして、作り過ぎないように注意しましょう。出された料理を残さず食べることも大切です。

水切りは悪臭防止にも

生ごみはシンクの外に置かなど、水にぬらさないように注意しましょう。

ぬれた生ごみは、捨てる前にひと絞りしたり乾かしたりしてから出すことで、臭いが減り、軽くなります。

生ごみはリサイクルして

ごみ減量器具を使用すると、生ごみを堆肥化して減量するこ

とができます。

市では、コンポスト容器や生ごみ処理容器、機械式生ごみ処理機の購入を希望する人に補助金を交付しています。交付を受けるには、購入前に申請が必要です。

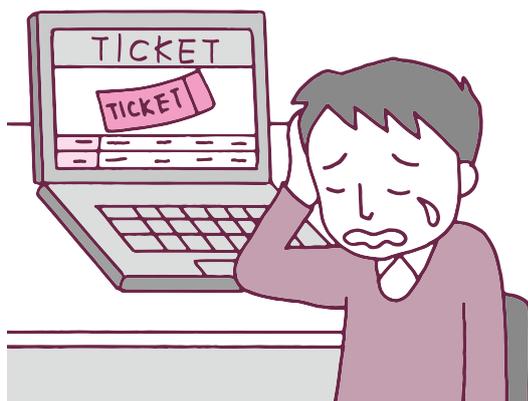
※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

チケット転売サイトに注意

Q 秋に開催されるスポーツの世界大会のチケットがインターネットで販売されることになりました。検索するとページの上部に「3枚で5万円」と表示されたサイトが出てきたので、公式サイトだと思いカード決済で購入しました。決済後の通知を確認すると、3枚しか購入していないのに手数料を含



め19万円となっていました。不安になって購入したサイトを調べてみると、海外の非公式転売サイトだと分かりました。また、公式サイトには転売で買ったチケットでは入場できないと記載されています。キャンセルすることはできるでしょうか。

A インターネットで購入したチケットのキャンセルは、サイトの規約に従って交渉することになります。規約に「返品・返金不可」と記載がある場合や、海外サイトでコミュニケーションを取るのが難しい場合は、返金や返品に応じてもらえないことがあります。また、非公式転売サイトで購入したチケットは正規の価格より高額であったり、会場に入れなかったりすることがあるので注意が必要です。不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターに相談してください。

来年開催される東京2020オリンピック・パラリンピックのチケットについても、公式サイトかどうかをよく確認してから購入手続きを行うようにしましょう。

転売を禁止する新たな法律も

6月14日から「チケット不正転売禁止法」が施行されました。この法律は、国内で行われるイベントなどの特定興行入場券(興行主の同意のない有償譲渡を禁止することが明示されたチケット)を転売することを禁止するものです。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったときに

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。

70歳以上の人の限度額と計算方法については下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額と計算方法については保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を郵送

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は14万100円))	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は9万3,000円))	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は4万4,400円))	
一般	1万8,000円 (年間上限*1 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*1 8月から翌年7月までの1年間



該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは、後日郵送する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑、保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カードと本人確認ができる物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については、認定証の交付は不要です。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

年金

受給者が亡くなったときは速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がないと亡くなった後も年金が支払われ続けてしまう場合があります。その場合、払い過ぎた分を後から返してもらうこととなりますので、届け出は速やかに願

いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金に関する死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。